

船舶インシデント調査報告書

令和7年5月28日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（燃料供給不能）
発生日時	令和6年11月13日 11時30分ごろ
発生場所	阪神港堺泉北第6区 堺浜寺南防波堤灯台から真方位247° 1.2海里付近 （概位 北緯34° 32.8′ 東経135° 23.2′）
インシデントの概要	プレジャーボート ^{かちようふうげつ} 花鳥風月は、航行中、主機が停止して始動できなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和6年12月9日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート 花鳥風月、3.0トン 250-18946和歌山、個人所有 ディーゼル機関、船内機、4サイクル、出力91.90kW、回転数 毎分2,400、4気筒、ボア110mm、使用燃料軽油、機関製造 年月日不詳、昭和58年6月進水
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 西、風力 3、視界 良好 海象：波高 約1.0m
インシデントの経過	本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者2人を乗せ、釣り場に向けて航行していた。 船長は、操船中、船底からドンという異音が聞こえた後、主機の警報が鳴り始めて主機が止まったので機関室内を確認したところ、主機に装備されていた揚網機に動力を伝達する重さ約10kgの駆動プーリー（以下「本件プーリー」という。）の固定ボルトが外れていて、本件プーリーが燃料油タンク近くの船底に落下しているのを認めた。 船長は、燃料油が残っていることなどを確かめて主機を始動しようとしたが始動しなかったので、自力航行を諦め118番通報して救助を要請した。 本船は、来援した巡視艇により大阪府泉大津市所在のマリーナへおい航された。 機関整備会社は、本インシデント後に主機等を点検したところ、燃料油系統の燃料こし器内にゴミ等が詰まっていた、主機に燃料油が供給されなくなっていることを認めた。 船長は、漁船として使用されていた本船を令和5年6月に中古で購入後、燃料油系統について燃料こし器や油水分離器は交換したが、ふ

	だん航行している際に異状を感じていなかったので、燃料油タンク内を点検しておらず、また、揚網機が取り外されていた本件プーリーを使用しなかったので点検していなかった。
分析	本船は、船長が燃料油タンク内の点検を行っていなかったことから、航行中、同タンク内のゴミ等が燃料油配管に流れ込み燃料こし器が閉塞し、主機に燃料油が供給されず停止して始動できなくなり、運航不能となったものと考えられる。 船長は、令和5年6月に漁船として使用されていた本船を中古で購入後、ふだん航行している際に異状を感じていなかったことから、燃料油タンク内の点検を行っていなかったものと考えられる。 本船は、船長が本件プーリーの点検を行っていなかったことから、航行中、本件プーリーが固定ボルトの緩みにより外れて燃料油タンク近くの船底に落下した際、その振動により同タンク内のゴミ等が燃料油配管に流れ込んだ可能性があると考えられる。 船長は、揚網機が取り外されていた本件プーリーを使用しなかったことから、本件プーリーの点検を行っておらず、固定ボルトの緩みに気付かなかったものと考えられる。
原因	本インシデントは、船長が、本船を購入後、燃料油タンク内の点検を行っていなかったため、本船が航行中、燃料油タンク内のゴミ等が燃料油配管に流れ込み燃料こし器が閉塞し、主機に燃料油が供給されず停止して始動できなくなったことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・ 船長は、燃料油タンク内の点検及び清掃を定期的に行うこと。 ・ 船長は、使用しない装備品についても定期的に点検を行い、航行に支障が生じることのないよう必要な措置を講じること。また、使用しない装備品については取り外しておくことが望ましい。